# 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用の請求について

愛媛県国民健康保険団体連合会 令和3年4月16日 (令和4年5月30日更新)

# 1. 概 要

新型コロナウイルスワクチンの接種は、原則として、被接種者の住民票所在地(市区町村) の医療機関等で接種を行い、その接種費用は医療機関等から各市区町村へ請求することとさ れています。

ただし、松山市に所在する医療機関等で接種した場合と、松山市以外(愛媛県内に限る。) に所在する医療機関のうち被接種者のやむを得ない事情により住民票所在地以外の医療機 関等で接種を受けた場合は、支払い代行機関である愛媛県国民健康保険団体連合会(以下「愛 媛県国保連合会」という。)あてに請求を行うことになります。(令和3年10月請求分以降)

# 2. 費用の請求方法

# (1)請求先(接種1回目、2回目、3回目、4回目)

No	請求者	ワクチン被接種者	請求先			
1	松山市外に所在する 医療機関等	医療機関等所在地(市町)の 住民	各市町(保健所等)			
	(ただし、愛媛県内の医療機関等に限る。) 医療機関等所在地(市町) 以外の住民(愛媛県外のを含む。)		愛媛県国民健康保険団体連合会 〒791-8550			
2	<u>松山市</u> に所在する医 療機関等	松山市の住民	愛媛県松山市高岡町 101 番地 1 [担当部署] 業務管理課 予防接種対策係			
		松山市以外の住民(愛媛県外 の住民を含む。)	[電話番号] 089-908-6300			

○ <u>松山市に所在する医療機関等</u>において、松山市の住民に対して接種した費用は、従来は松山市保健所に請求することとしていましたが、<u>令和3年10月以降の請求分</u>(接種月、接種回は問わない)以降は、上記表のとおり、<u>すべて愛媛県国保連合会あてに請求</u>してください。

#### (2)請求期間

接種月の翌月1日~10日(8:45~17:15)(土日祝日を除く)

(10日が十日祝日の場合は翌平日まで)

- 請求期間外に請求した場合や、松山市に所在する医療機関等において、誤って松山 市保健所に請求した場合は、翌月の請求扱いとなる場合があります。
- 愛媛県国保連合会窓口では、平日に限り受付を実施しておりますが、コロナウイス ルまん延防止の観点から、できる限り郵送・宅配にて請求してください。

# (3)請求書類

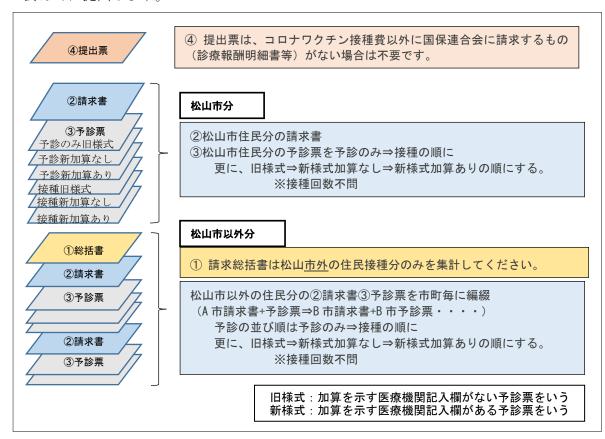
帳 票 名		説 明	
1	請求総括書	ワクチン接種円滑システム (V-SYS) から出力	
		②「市区町村別請求書」の件数、金額を合算計上する。	
2	市区町村別請求書	ワクチン接種円滑システム (V-SYS) から出力	
		市区町村ごとに1枚とし、複数の接種月分があっても	
		合算する。	
3	予診票	被接種者1人につき1枚	
		左下にワクチン名・ロット番号のシールを貼付する。	
		( <u>旧様式</u> の場合は、さらに右上にクーポン券を貼付する。)	
4	提出票 ※	愛媛県国保連合会の HP から出力	<u>P7</u>
		<u>(https://www.kokuhoren-ehime.jp/)</u>	
		医療機関の皆様へ →様式集→提出票	
		※「新型コロナウイルスワクチン接種費用」のみを請求する場合 (診療報酬等その他の請求がない場合) は提出不要です。	

令和4年12月接種分からは、接種費用に合わせて「時間外・休日加算」を一体的に請求することとなり、①から③の様式の改定がなされていますので、この加算額の請求の有無に関わらず、原則として新様式(P6)を使用してください。(詳細は<u>厚労省ホームページ</u>等でご確認ください)

## (4)請求書類の編綴方法

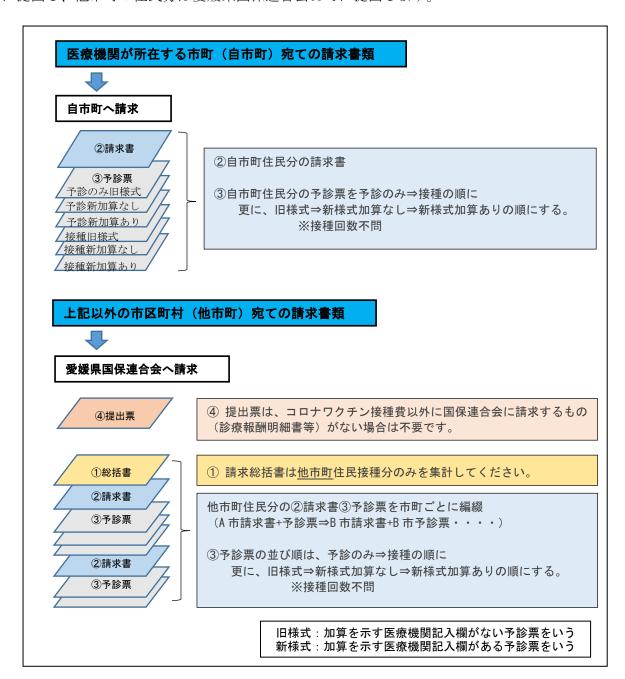
# 松山市に所在する医療機関等が請求する場合

上記(3)請求書類(①から④の帳票)は、次の順番で並べて、すべて愛媛県国保連合会あてに提出します。



# 松山市外に所在する医療機関等が請求する場合

上記(3)請求書類(①から④の帳票)は、次の順番で並べて、市町内の住民分はその市町に提出し、他市町の住民分は愛媛県国保連合会あてに提出します。



- 上記の「医療機関等が所在する市町宛の請求書類」(住所地内接種)(ただし、<u>松山市に</u> 所在する医療機関等を除く)は、愛媛県内の各市町あてに送付してください。
- 上記の「上記以外の市区町村宛の請求書類」(住所地<u>外</u>接種)は、愛媛県国保連合会あて に送付してください。
- 診療報酬や介護報酬など、新型コロナワクチン接種費以外の請求とあわせて書類を提出 する場合は、上記のとおり編綴した請求書類に「④ 提出票」(P7) を添えてください。

# 3. 支払方法

### ① 支払先口座

診療報酬、特定健診費または介護給付費の振込先として指定の金融機関 口座と同一です。

(別途「新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届 (様式5-1) をもって愛媛県国保連合会あてに届け出た場合を除きます。)

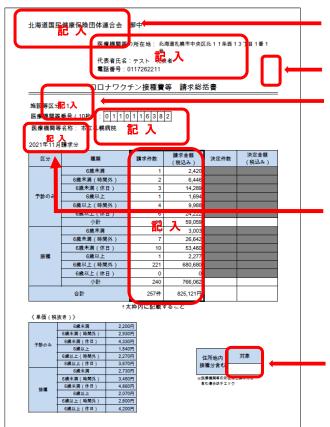
# ② 支払日

請求年月		医療機関(等)あ	て支	払年	月日	(予)	定)
2022(令和4)年	2月	2022(令和4)年	4	月	28	日	(木)
	3月		5	月	31	日	(火)
	4月		6	月	30	日	(木)
	5月		7	月	29	日	(金)
	6月		8	月	31	日	(水)
	7月		9	月	30	日	(金)
	8月		10	月	31	日	(月)
	9月		11	月	30	日	(水)
	10月		12	月	28	日	(水)

- 金融機関通帳等に表示する摘要は「国保連コロナ」と表示します。
- 支払年月日は変更となる場合があります。この場合は、予め愛媛県国保連合会の HP でお知らせいたします。 (https://www.kokuhoren-ehime.jp/)
- 支払額は、支払予定月ごとに「コロナワクチン接種費等 支払額通知書」(郵送)をもってお知らせいたします。
- 請求年月は、原則として 10 日 (10 日が土日祝日の場合は翌平日) までに愛媛県国保連合会に請求書類が到着したものです。

# 4. 様式

#### ① 請求総括書 (新様式)



「愛媛県国民健康保険団体連合会」と記入する。

押印は省略して差しつかえない。

「1」または「2」を記入する。

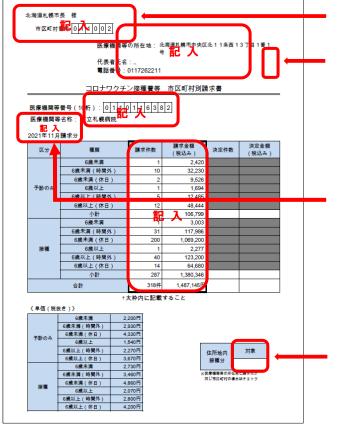
1…医療機関

2…健診機関、介護事業所、新規登録機関

請求月を記入する。(接種月ではない。)

住所地内接種分の場合に②(チェック)。 ただし、松山市以外に所在する医療機関等の場合で、②(チェック)のあるものは 愛媛県国保連合会では請求を受け付けないため、各市町あてに請求すること。

# ② 市区町村別請求書 (新様式)



予診票に記載の各自治体名を記入する。

押印は省略して差しつかえない。

請求月を記入する。(接種月ではない。)

住所地内接種分の場合に② (チェック)。 ただし、松山市以外に所在する医療機関等の場合で、② (チェック) のあるものは 愛媛県連合会では請求を受け付けないた め、各市町あてに請求すること。

#### ③-1 予診票(1·2回目用)(新様式)



接種券一体型予診票以外の場合は、 接種券 (クーポン券) の貼付を確認する こと。

「ワクチン名・ロット番号」シール の貼付と接種量の記入を確認すること。 「医療機関コード」と「接種年月日」 の記入を確認すること。

## ③-2 予診票 (3·4回目用) (新様式)





接種券一体型予診票以外の場合は、接種券(クーポン券)の貼付を確認すること。

「ワクチン名・ロット番号」シール の貼付と接種量の記入を確認すること。 「医療機関コード」と「接種年月日」 の記入を確認すること。

## 【追加接種において接種券一体型予診票を持参する前に接種した場合の取扱いについて】

1. 県内分の予診票について

後日持参された接種券一体型予診票の接種券部分のみを切り取り、接種当日に記入した 予診票に糊付けで接種券がはがれないよう、所定の位置に貼付してください。

2. 県外分の予診票について

後日持参された接種券一体型予診票の接種券部分は切り取らず、接種当日に記入した予 診票の内容を後日持参した接種券一体型予診票に転記してください。

また、その際は、住所欄の右端に「写」と記入してください。

※詳しくは、厚労省のホームページより以下の事務連絡等を参照ください。

- ・令和3年11月26日付け事務連絡 「新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」
- ・令和4年1月27日付け事務連絡 「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」等

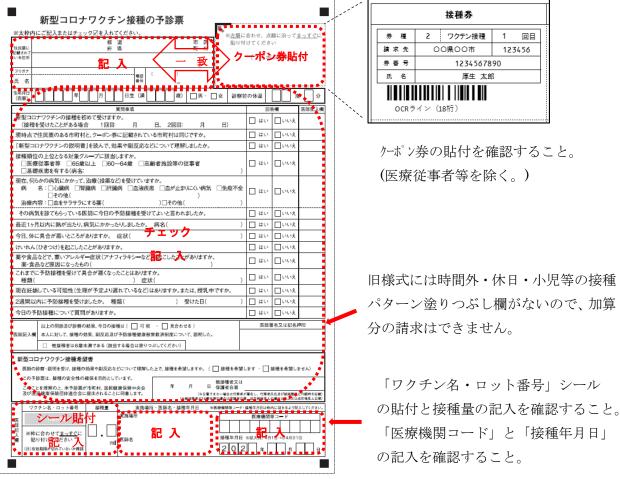
(厚生労働省ホームページ)

| ホーム| > 政策について| > 分野別の政策一覧| > 健康・医療| > 健康| > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症の発生について| > 新型コロナワクチンについて| >

新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

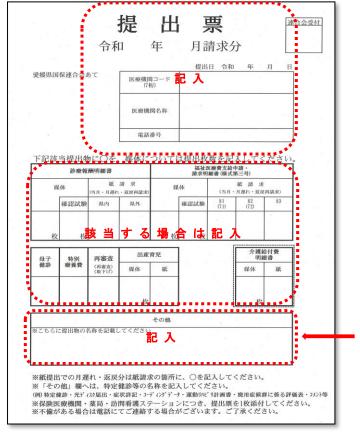
( https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\_notification.html

#### ③-3 予診票 (旧様式)



#### ④ 提出票

※同月中に「新型コロナワクチン接種費用」の請求以外の請求(診療報酬や特定健診費等)がない場合は不要です。



「新型コロナワクチン接種費」と 記入すること。

# 5.参考

### (1) 愛媛県内市区町村番号

市町名	市区町村番号(6桁)
松山市	382019
今治市	382027
宇和島市	382035
八幡浜市	382043
新居浜市	382051
西条市	382060
大洲市	382078
伊予市	382108
四国中央市	382132
西予市	382141
東温市	382159
上島町	383562
久万高原町	383864
松前町	384011
砥部町	384020
内子町	384224
伊方町	384429
松野町	384844
鬼北町	384887
愛南町	385069

- 診療報酬請求等で使用する保険者番号とは異なります。
- 愛媛県外の市区町村番号は総務省のホームページを参照ください。

( https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html )

### (2) その他請求に関すること

ワクチン接種円滑システム (V-SYS)、その他請求事務に関することは、 厚生労働省ホームページの、

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」等 を参照ください。

(厚生労働省ホームページ)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 >

新型コロナウイルス感染症の発生について > 新型コロナワクチンについて >

新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ

( https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\_iryoukikanheno\_oshirase.html )